

技能講習における科目一部免除について

下表のとおり、受講する技能講習別に「受講者が有する資格等」により「免除科目」の免除をすることができます。

免除に際しては、所定の手続きを行う必要があります。手続きがないと免除できません。講習初日7日前までに所有資格証の写しをFAXしてください。
なお、特別教育や安全衛生教育は科目の一部免除はありません。

玉掛け技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● クレーン・デリック運転士 ● 移動式クレーン運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 床上操作式クレーン運転技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 	力学・合図
特別教育を修了し運転実務経験(6カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン未満のクレーン ● つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重5トン未満のデリック ● つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重5トン未満の揚貨装置 	合図
鉱山における運転実務経験(1カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く) ● つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーン 	合図

床上操作式クレーン運転技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動式クレーン運転士 ● デリック運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉掛け技能講習 ● 小型移動式クレーン運転技能講習 	力学・合図
特別教育を修了し運転実務経験(6カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン未満のクレーン ● つり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重5トン未満のデリック ● つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重5トン未満の揚貨装置 ● つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛け業務 	合図
鉱山における運転実務経験(1カ月以上)の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く) 	実技 (運転・合図)

小型移動式クレーン運転技能講習

受講者が有する資格等		免除科目
免許証の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● クレーン・デリック運転士 ● 揚貨装置運転士 	力学・合図
技能講習修了証等の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉掛け技能講習 ● 床上操作式クレーン運転技能講習 	力学・合図
	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設機械施工管理技術検定（１級）の合格者で、第２次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は（２級）の技術検定で第２種若しくは第６種の種別に該当するものに合格した者 ● 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 	原動機・電気
特別教育を修了し運転実務経験（６カ月以上）の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重５トン未満のクレーン ● つり上げ荷重１トン未満の移動式クレーン ● つり上げ荷重５トン未満のデリック ● つり上げ荷重５トン以上の跨線テルハ ● 制限荷重５トン未満の揚貨装置 ● つり上げ荷重１トン未満のクレーン等の玉掛け業務 	合図
鉱山における運転実務経験（１カ月以上）の種別	<ul style="list-style-type: none"> ● つり上げ荷重５トン以上の移動式クレーン（跨線テルハを除く） 	実技 （運転・合図）